

軽自動車税のお知らせ

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の4月1日現在の所有者に課税されます。

平成31年度の税額は次のとおりです。

【原動機付自転車・二輪車及び小型特殊自動車】

| 車種 | 区分 | 年税額 |
|----------|---------------|--------|
| 原動機付自転車 | 50cc以下 | 2,000円 |
| | 50cc超90cc以下 | 2,000円 |
| | 90cc超125cc以下 | 2,400円 |
| | ミニカー | 3,700円 |
| 二輪の軽自動車 | 125cc超250cc以下 | 3,600円 |
| 二輪の小型自動車 | 250cc超 | 6,000円 |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用自動車 | 2,400円 |
| | その他のもの | 5,900円 |

【四輪以上及び三輪の軽自動車】

最初(新車)の新規検査を受けた時期により、適用される税額が異なります。

※最初(新車)の新規検査を受けた時期は、自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」でご確認ください。

| 車両区分 | | | 税額 | | | |
|------|-----|------|---------------------------|------------------------------------|--------------------------|--------|
| | | | 平成18年3月31日までに新規検査を受けた車両※1 | 平成18年4月1日から平成27年3月31日までに新規検査を受けた車両 | 平成27年4月1日以降に新規検査を受けた車両※2 | |
| 軽自動車 | 三輪 | | 4,600円 | 3,100円 | 3,900円 | |
| | | 四輪以上 | 乗用 | 自家用 | 12,900円 | 7,200円 |
| | 営業用 | | | 8,200円 | 5,500円 | 6,900円 |
| | 貨物用 | | 自家用 | 6,000円 | 4,000円 | 5,000円 |
| | | | 営業用 | 4,500円 | 3,000円 | 3,800円 |

※1 軽自動車のグリーン化特例(重課)が適用されます。地球環境を保護する観点から、最初(新車)の新規検査から13年を経過した、環境負荷の大きい四輪以上及び三輪の車両は、重課が適用されます。

※2 平成30年4月1日以降に最初(新車)の新規検査を受けた車両のうち、環境性能の優れたものについては、税額を軽減する特例措置(グリーン化特例(軽課))を適用します。下記を参照してください。

【平成31年度グリーン化特例(軽課)】

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに新規検査を受けた車両のうち、環境性能の優れたものについて以下のように軽減されます。

| 車両区分 | | | グリーン化特例(軽課)適用車両 | | | |
|------|-----|------|-----------------|--------|--------|--------|
| | | | 75%軽減 | 50%軽減 | 25%軽減 | |
| 軽自動車 | 三輪 | | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 | |
| | | 四輪以上 | 乗用 | 自家用 | 2,700円 | 5,400円 |
| | 営業用 | | | 1,800円 | 3,500円 | 5,200円 |
| | 貨物用 | | 自家用 | 1,300円 | 2,500円 | 3,800円 |
| | | | 営業用 | 1,000円 | 1,900円 | 2,900円 |

※町が自動車検査証に基づき軽自動車税を軽減しますので、手続きは不要です。

問 税務課 課税係(内線132)

軽自動車等の異動手続きについて

軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車等を所有されている方に課税されます。軽自動車等を譲渡、廃車、住所変更したときは、お早めに手続きを済ませてください。これらの手続きをしないと引き続き課税されますので、必ず手続きをしてください。詳しくは、下記へお問い合わせください。

- 原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)

問 税務課 課税係(内線132)

- 二輪の軽自動車、二輪の小型自動車

問 中部運輸局岐阜運輸支局 ☎ 050-5540-2053

- 軽自動車(三輪・四輪)

問 軽自動車検査協会岐阜事務所 ☎ 050-3816-1775

平成31年度 固定資産税台帳の縦覧

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。この機会に自分の固定資産税が正しく登録されているか確認してください。なお、縦覧には本人と確認できるもの(免許証など)の提示が必要です。

- ◆期間 4月1日(月)～5月7日(火)
- ◆時間 8:30～17:30
- ◆場所 税務課

問 税務課 課税係(内線131・132)